

議案第 3 号

我孫子市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例の制定について

我孫子市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 1 1 月 2 8 日 提出

我孫子市長 星 野 順一郎

提案理由

個人情報の保護に関する法律の一部改正及び我孫子市個人情報保護法施行条例の制定に伴い、審査会の所掌事務として、個人情報の適正な取扱いの確保に関する事項を調査審議することを追加するとともに、条文を整備するため提案するものです。

我孫子市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例

我孫子市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成16年条例第6号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 <u>情報公開制度における審査請求並びに個人情報保護制度における審査請求及び個人情報の適正な取扱いの確保</u>について調査審議するため、我孫子市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 <u>我孫子市情報公開条例（平成13年条例第28号。以下「情報公開条例」という。）第16条第1項及び我孫子市個人情報保護条例（平成16年条例第5号。以下「個人情報保護条例」という。）第33条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議するため、我孫子市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。</u></p>
<p>(定義)</p> <p>第2条 <u>この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</u></p> <p>(1) <u>諮問庁 我孫子市情報公開条例（平成13年条例第28号。以下「情報公開条例」という。）第16条第1項の規定により審査会に諮問をした審査庁、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第105条第3項において準</u></p>	

用する同条第1項の規定により
審査会に諮問をした市の機関（議
会を除く。以下同じ。）及び我孫
子市議会個人情報保護条例（令和
4年条例第 号。以下「議会個人
情報保護条例」という。）第45条
第1項の規定により審査会に諮
問をした議会をいう。

(2) 保有個人情報 個人情報保護
法第78条第1項第4号、第94条第
1項若しくは第102条第1項に規
定する開示決定等、訂正決定等若
しくは利用停止決定等（以下「個
人情報保護法開示決定等」とい
う。）又は議会個人情報保護条例
第20条第5号ア、第35条第1項若
しくは第42条第1項に規定する
開示決定等、訂正決定等若しくは
利用停止決定等（以下「議会開示
決定等」という。）（以下「開示
決定等」と総称する。）に係る保
有個人情報（個人情報保護法第60
条第1項に規定する保有個人情
報のうち同項に規定する地方公
共団体等行政文書に係るもの又
は議会個人情報保護条例第2条
第4項に規定する保有個人情報
をいう。）をいう。

（所掌事務）

第3条 審査会は、次に掲げる事務を

所掌する。

- (1) 情報公開条例第16条第1項の規定による諮問に応じ、情報公開条例第11条第1項に規定する公開決定等（以下「公開決定等」という。）又は情報公開条例第6条第1項に規定する公開請求に係る不作為についての審査請求に関する事項を調査審議すること。
- (2) 個人情報保護法第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に応じ、個人情報保護法開示決定等又は個人情報保護法第76条第2項、第90条第2項若しくは第98条第2項に規定する開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為についての審査請求に関する事項を調査審議すること。
- (3) 議会個人情報保護条例第45条第1項の規定による諮問に応じ、議会開示決定等又は議会個人情報保護条例第18条第2項、第31条第2項若しくは第38条第2項に規定する開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為についての審査請求に関する事項を調査審議すること。
- (4) 我孫子市個人情報保護法施行条例（令和4年条例第 号）第4

条又は議会個人情報保護条例第50条の規定による諮問に応じ、個人情報の適正な取扱いの確保に関する事項を調査審議すること。

第4条 略

第5条 略

(会長及び副会長)

第6条 略

2 略

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

第7条 略

第8条 略

(審査会の調査権限)

第9条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、公開決定等に係る情報（情報公開条例第2条第2号に規定する情報をいう。以下同じ。）又は保有個人情報の提示を求めることができる。この場合において、何人も、審査会に対し、その提示された公開決定等に係る情報の公開又は保有個人情報の開示を求めることができない。

第2条 略

第3条 略

(会長及び副会長)

第4条 略

2 略

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

第5条 略

第6条 略

(審査会の調査権限)

第7条 審査会は、必要があると認めるときは、処分庁等（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第4条第1号に規定する処分庁等をいう。以下同じ。）に対し、情報公開条例第11条第1項に規定する公開決定等（以下「公開決定等」という。）に係る情報（情報公開条例第2条第2号に規定する情報をいう。以下同じ。）又は個人情報保護条例第18条第1項に規定する開示決定等、個人情報保護条例第25条第2項に規定する訂正決定等若しくは個人情報保護条例第31条第2項に規定する利用停止決定等（以下「開示決定等」とい

	<p>う。)に係る保有個人情報(個人情報保護条例第2条第3号に規定する保有個人情報をいう。以下同じ。)</p> <p>の提示を求めることができる。この場合において、何人も、審査会に対し、その提示された公開決定等に係る情報の公開又は開示決定等に係る保有個人情報の開示を求めることができない。</p>
<p>2 <u>諮問庁</u>は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。</p>	<p>2 <u>処分庁等</u>は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。</p>
<p>3 審査会は、必要があると認めるときは、<u>諮問庁</u>に対し、公開決定等に係る情報又は保有個人情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。</p>	<p>3 審査会は、必要があると認めるときは、<u>処分庁等</u>に対し、公開決定等に係る情報又は開示決定等に係る保有個人情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。</p>
<p>4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人(行政不服審査法(平成26年法律第68号)第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。)又は<u>諮問庁</u>(以下「<u>審査請求人等</u>」という。)に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。</p>	<p>4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。)又は<u>処分庁等</u>(以下「<u>審理関係人</u>」という。)に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。</p>

(意見の陳述)

第10条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で審査請求に係る事件に関する意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合において、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出席することができる。

(意見書等の提出)

(意見の陳述)

第8条 審査会は、審査請求人又は参加人から申立てがあったときは、当該申立てをした者(以下「申立人」という。)に口頭で審査請求に係る事件に関する意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、当該申立人の所在その他の事情により当該意見を述べる機会を与えることが困難であると認められるときは、この限りでない。

2 前項本文の規定による意見の陳述(以下「口頭意見陳述」という。)は、審査会が期日及び場所を指定し、全ての審理関係人を招集してさせるものとする。

3 口頭意見陳述において、申立人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出席することができる。

4 口頭意見陳述において、審査会は、申立人のする陳述が審査請求に係る事件に関係のない事項にわたる場合その他相当でない場合には、これを制限することができる。

5 口頭意見陳述に際し、申立人は、審査会の許可を得て、審査請求に係る事件に関し、処分庁等に対して、質問を発することができる。

(意見書等の提出)

第11条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(提出資料の写しの送付等)

第12条 審査会は、**第9条第3項若しくは**

第4項又は前条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を当該意見書又は資料を提出した**審査請求人等**以外の**審査請求人等**に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると審査会が認めるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 **審査請求人等**は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧(電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧)を求めることができる。この場合において、

第9条 審理関係人は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(提出資料の写しの送付等)

第10条 審査会は、**第7条第3項若しくは**

第4項又は前条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を当該意見書又は資料を提出した**審理関係人**以外の**審理関係人**に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると審査会が認めるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 **審理関係人**は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧(電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧)を求めることができる。この場合において、

審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 略

(審査請求に関する調査審議手続の非公開)

第13条 審査会の行う審査請求に関する調査審議の手続は、公開しない。

(答申書の送付等)

第14条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(個人情報の適正な取扱いの確保に関する調査審議)

第15条 審査会は、第3条第4号に掲

審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審理関係人の意見を聴かななければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 略

(調査審議の非公開)

第11条 審査会の行う審査請求に関する調査審議の手続は、公開しない。

ただし、情報公開制度及び個人情報保護制度（以下「情報公開制度等」という。）に関する調査審議については、公開することができる。

(答申書の送付等)

第12条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審理関係人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(実施機関に対する意見の申出)

第13条 審査会は、第1条に規定する

<p>げる所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、市の機関又は議会に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。</p>	<p>調査審議のほか、情報公開制度等に関する重要な事項について、実施機関に対して意見を述べるができる。</p>
<p>2 審査会は、第3条第4号に掲げる所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。</p>	
<p>第16条 略</p>	<p>第14条 略</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に我孫子市個人情報保護法施行条例（令和4年条例第 号）附則第2項の規定による廃止前の我孫子市個人情報保護条例（平成16年条例第5号）第33条第1項の規定により我孫子市情報公開・個人情報保護審査会にされた諮問に関する調査審議は、なお従前の例による。